

5 居住面積水準の状況

居住面積水準は、国民の住生活の安定の確保及び向上の促進が図られるよう、住生活基本計画（全国計画）（令和3年3月閣議決定）に定められた住宅の面積に関する水準である。

「最低居住面積水準」世帯人数に応じて、健康で文化的な住生活を営む基礎として必要不可欠な住宅の面積に関する水準

「誘導居住面積水準」世帯人数に応じて、豊かな住生活の実現の前提として多様なライフスタイルに対応するために必要と考えられる住宅の面積に関する水準

誘導居住面積水準以上の世帯の割合は、全国平均を大きく上回る

図 14 居住面積水準以上の世帯の割合－富山県、全国(令和5年)

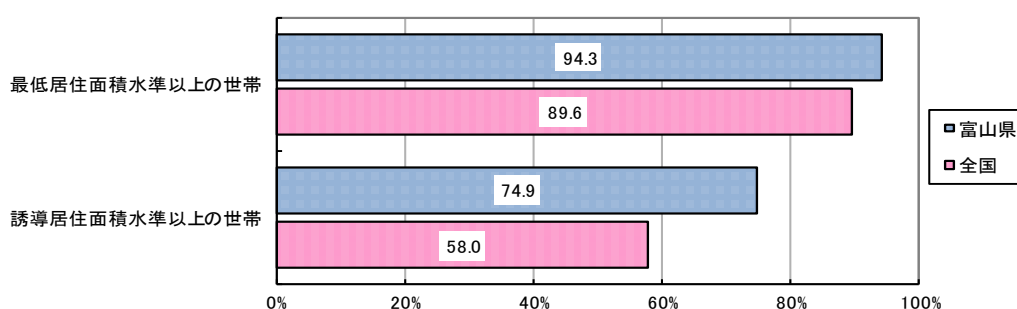
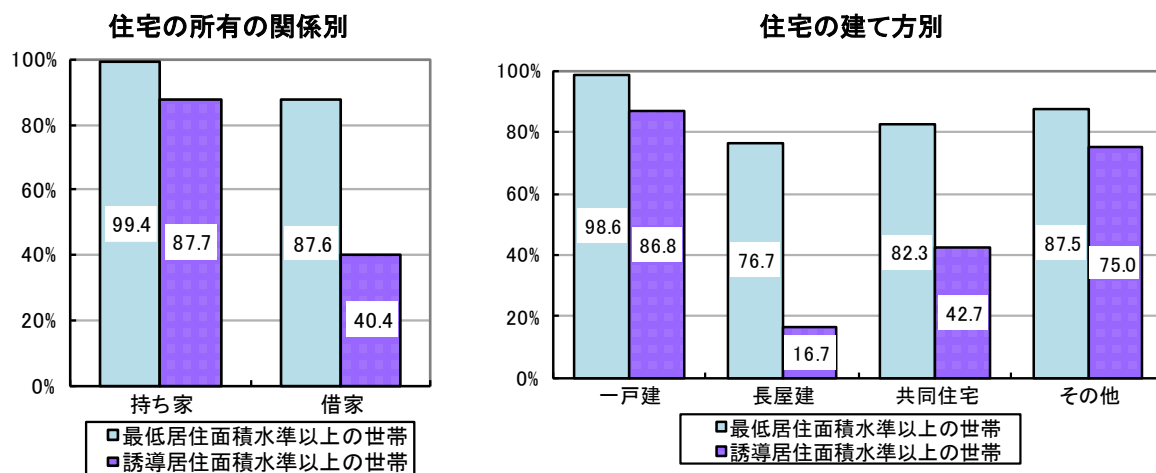


図 15 居住面積水準以上の世帯の割合－富山県(令和5年)



最低居住面積水準以上の世帯は 378,900 世帯となっており、主世帯全体 (401,900 世帯) に占める割合は 94.3% (全国 89.6%) で全国 3 位となっている。誘導居住面積水準以上の世帯は 300,900 世帯となっており、主世帯全体に占める割合は 74.9% (全国 58.0%) で全国 2 位となっている。

最低居住面積水準以上の世帯の割合を住宅の所有の関係別にみると、持ち家が 99.4% で全国 4 位、借家が 87.6% となっており、建て方別にみると、一戸建が 98.6%、長屋建が 76.7%、共同住宅が 82.3% などとなっている。誘導居住面積水準以上の世帯の割合を住宅の所有の関係別にみると、持ち家が 87.7% で全国 1 位、借家が 40.4% となっており、建て方別にみると、一戸建が 86.8%、長屋建が 16.7%、共同住宅が 42.7% などとなっている。

< 図 14、図 15 >